

第1回会議における委員の意見等		対応(骨子(案)への反映等について)
0 条例名(仮称)	条例名に「手話」だけが出ていることに疑問を感じる。全ての障害者の意思疎通、コミュニケーションをカバーできるような名称にする方がよい(大橋博委員)。	<p>「手話をはじめとする」という表現は残しつつ、「文化を守り育てる」という表現を改め、「障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例」という名称に変更した。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話使用に対する制約があった歴史を周知し、手話の重要性に対する県民理解を深めるためには、「手話」を名称に入れる必要がある(参考:第4回施策推進協議会における委員意見)。 ・「文化を守り育てる」という表現では、本条例が障害の特性に応じたコミュニケーションに関する条例であることが伝わりにくいため、「意思疎通手段」と明記し、障害の特性に応じた意思疎通手段の利用を促進するための条例であることをわかりやすくした。
	一般の方は、この仮称の「障害者の文化を守り育てる」という部分がコミュニケーションのことを指すとは結びつきにくい(大橋圭子委員)。 「文化」という言葉の捉え方は、一人一人違う(中西委員)。 「文化を守る」という言葉の意味がわかりにくい(岡田委員)。	
	本条例は、単に「文化」とかツールとかではなく、それぞれ一人一人の障害のある人たちの尊厳や生(なま)の位置付けを理解してほしいという趣旨の条例である(田村委員)。	
	「手話をはじめとする」という部分は、他のコミュニケーション手段の存在が少し薄くなってしまう。できれば、並列に近い形で「障害特性に合わせたコミュニケーション」や「情報コミュニケーション」などの表現が加わるとよい(大橋圭子委員)。	
	条例名に「手話」は残すべき(県議会)。	
1 前文	知的障害者は学校に行く機会も与えてもらえなかった(崎山委員)。	<p>(1)に「重度の知的障害者等に対する就学免除・就学猶予措置により意思疎通に関することを含め教育を受ける権利を失った歴史」という表現を追記</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意思疎通(言語の使用)について直接の制約があった手話とは異なるが、意思疎通手段に関する学びの機会等を奪われた歴史についても繰り返してはならない過去であり、前文で明記することにより、県民への周知を図る必要がある。
	手話には、「手話を獲得する」「手話を学ぶ」「手話で学ぶ」「手話を使う」「手話を守る」という5つの権利がある(中西委員)。	<p>(2)に手話の5つの権利を追記するとともに、それらの権利の重要性は、手話以外の意思疎通手段についても同じであることを明らかにした。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話使用に対する制約の歴史と5つの権利は切り離せないものであり、一方のみ触れることは適切でない。 ・手話の5つの権利の重要性は他の意思疎通手段にとっても変わりなく、県民にもその重要性を認知してもらう必要がある。
2 目的	—	たたき台では(1)(2)に分けて記載していたが、一文にまとめた。
3 定義	「手話言語の普及」 ・「手話が言語の一つであることを普及すること」という言葉の意味がわからない(中西委員)。	「手話言語の普及」の定義規定を削除
	「意思疎通手段」 ・PECSは絵カードの「交換」により意思疎通を行うため、「実物および絵図の提示」ではPECSを表現できていない(大橋圭子委員)。	<p>「実物および絵図の提示」→「実物または絵図の提示または交換」を追記</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「PECS」はピラミッド教育コンサルタントオブジャパンの登録商標であり、条例に「PECS」の名称を使用することは適切ではない。
	・「文字通訳」という言葉を入れていただきたい(中西委員)。	<p>「要約筆記、要点筆記」という表現を維持</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「文字通訳」という表現より、「要約筆記、要点筆記」という表現の方が一般に用いられている。
	・手話通訳は「補助的」ではない。「代替的な手段」に絞ってはどうか(中西委員)。	<p>「補助的」という表現を維持</p> <p>(理由)</p> <p>手話通訳は「代替的」な手段であるが、コミュニケーションボードなど、本条例で対象とすべき「補助的」な手段も存在している。</p>
	—	<p>(その他、追記や表現の変更を行った事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「意思疎通手段」→「障害の特性に応じた意思疎通手段」 ・「拡大文字」「平易な言葉」「身振り」「手振り」「音訳」「代読」「代筆」「代用音声」「字幕」を追記 ・「盲ろう通訳」→「盲ろう者向け通訳」

第1回会議における委員の意見等		対応(骨子(案)への反映等について)
4	基本理念	障害者本人から発信されるコミュニケーションの尊重という言葉が入るとよい(大橋圭子委員)。 (3)に「障害の特性に応じた意思疎通による発信が尊重されること」という表現を追記
5	責務および役割	「市町の役割」または「市町との連携」を入れる必要がある(田村委員、県議会)。 「市町の役割」の条文は置かないが、「県の責務」および「基本的施策」の各条項に「市町等と連携して」という文言を明記 (理由) ・地方分権後、県の条例に市町の責務や役割を書かないというのが県の方針である。
		医療、保健、福祉の3者を入れてほしい(中西委員)。 「事業者の役割」の中に、「医療・保健・福祉等に係るサービス、文化芸術・スポーツ活動の機会等を提供する時」を追記
		「事業者の役割」について、文化、芸術、スポーツなどのサービスを入れてほしい(中西委員)。 「学校等の設置者の役割」について、「乳児」も入れる必要があるのではないか(中西委員)。 「幼児」→「乳幼児」に変更
		「学校等の設置者の役割」について、「乳児」も入れる必要があるのではないか(中西委員)。 「学習・選択の機会の確保ならびに利用機会の拡大」の中に、「障害者の情報取得等に資するICT機器等の利用促進に向け、…必要な取組を行うこと」を追記 (理由) 国の法律でもICT機器に関する規定があり、本条例においてもICT機器等の利用促進について明記し、関連施策を進めていくべきである。
6	基本的施策	ICTの利用促進について押さえる必要がある(県議会)。 「人材の養成等」の記述は維持するが、同条例に基づく施策の中で検討していく。
		通訳者の処遇改善を入れてほしい(田村委員)。 (その他、追記や表現の変更を行った事項) ・「人材の養成等」に関する施策の例示として、「県職員研修」を追記 ・「情報の発信等」における「災害時等における連絡体制の整備」に関する施策の例示として、「遠隔手話サービス等」を追記 ・「県民等への支援」における「学校等の設置者への支援」に関する施策の例示について、「職員研修」→「専門家の派遣等」へ変更 ・「調査の実施等」に関する施策の例示として、「盲ろう者実態調査等」を追記
		—